

2022年米国連邦議会中間選挙分析： 妊娠中絶違憲判決を中心に

佐藤 学

1. 中間選挙のこれまでの傾向

(1) 中間選挙とはなにか

米国の連邦選挙は、4年毎に実施される大統領選挙と、6年の任期で定数100を3つに分けて2年毎に3分の1ずつを改選する上院議員選挙、さらに、2年毎に全435議席を改選する下院選挙の組み合わせで実施される。

「中間選挙」 midterm election とは、大統領選挙が実施されない年に実施される連邦議会選挙を指す。有権者の大きな関心と呼び、メディアが総掛かりで報道する大統領選挙がないので、通常、投票率は下がる。

また、中間選挙では、政権＝大統領を掲げる政党が、大幅に議席を減らすのが通例である。その理由は、大統領を持たない側が、次の大統領選挙に向けて、現職大統領を攻撃し、それが大統領側の政党の議席を減らす効果を持つことが第一に挙げられる。大統領の施策に対する批判が、議会選挙に向けられることも、大統領「与党」の議席減が通例化している理由である。

議院内閣制を採らず、大統領を選出するための独自の選挙で決める「大統領制」である米国政府には、議会多数の支持がなければ政権を維持できない議員内閣制と異なり、本来「与党」「野党」は存在しない。このために、「党議拘束」も実質的に存在せず、連邦議会各議員は、自らの判断で議案への投票を決めることができる。この傾向は1970年代から強まり、議会の独自性が強まっていった。しかし、2000年代以降、連邦政府財政難への予算対応や、宗教に基づく両政党のイデオロギー対立が激化するにつれて、党の議員に対する支配が強化されてきた。

(2) 過去の中間選挙結果

1980年代からの中間選挙結果は、以下の通りである。

	大統領	上院	下院		投票率
1982	レーガン (共)	民主+1	民主+27	○	48.5%
1986	レーガン	民主+8	民主+5	○	46.0%
1990	ブッシュ父 (共)	民主+1	民主+7	○	45.0%
1994	クリントン (民)	共和+8	共和+54	○	45.0%
1998	クリントン	±0	民主+5	△	41.9%
2002	ブッシュ子 (共)	共和+2	共和+8	●	42.3%
2006	ブッシュ子	民主+5	民主+31	○	43.6%
2010	オバマ (民)	共和+6	共和+63	○	41.8%
2014	オバマ	共和+9	共和+13	○	38.5%
2018	トランプ (共)	共和+2	民主+41	△	49.0%

○は両院とも大統領の政党が議席減、△は1院のみ議席減、●は議席増。

*1994年の結果、共和党が1932年以来初の下院多数を握った。

*1998年の民主党は、大統領の政党が両院で議席を失わなかった選挙として、1934年以来初の事例だった。

*2010年選挙結果、共和党が上下両院の多数を握ったが、これは1858年以来初の事例だった。

通例とされている、大統領の政党が議席を減らす傾向は、ほぼその通りの結果ではあるが、例外もある。この表から分ることは、下院で30議席程度からより多くの議席変動が、高頻度で起きていることである。中間選挙の投票率は、大統領選挙の年の投票率よりも、20%以上低い。大統領選のあった2020年の投票率は66.8%、2016年61.4%、2012年61.8%と、中間選挙がより少ない=より「熱心な」有権者の投票により決まることが分る。

54議席という、「野党」共和党の議席増が起きたクリントン政権の1994年は、上記のように、1932年のF.D. ローゼヴェルトの大勝利による民主党多数の「ニューディール連合」成立以来初の、62年ぶりの下院における共和党多数を生んだ。その後、両党の勢力は、多数を奪い合う関係になって

いる。

また、大きな議席変動であったオバマ政権2010年の共和党63議席増、トランプ政権2018年の民主党41議席増が示すように、近年の中間選挙は、大きな振れ幅を示してきた。

ニューディール連合は、F.D.ローズヴェルト大統領の同名の政策により利益を得た、相互に対立・矛盾する社会集団が、民主党という看板の下で同党の支持構造を維持していたことを指す。具体的には、労働組合、カトリック教徒、ユダヤ教徒、東欧系、ラテン系、女性、南部白人、北部のアフリカ系等である。都市の産業労働者が、ヨーロッパから後から来たカトリック教徒や東欧系を中心としており、社会的に不利益を被っていた少数民族系やユダヤ教徒/ユダヤ人、それに加えてスタインベック『怒りの葡萄』で知られる南部の農民が、ニューディール政策支持という一点で民主党を共通して支持してきた。

南部白人層は、黒人差別を信念として堅持する集団であり、この人々と、北部のリベラルな層、更にアフリカ系やユダヤ教徒は、全く矛盾する志向を掲げていた。そのような大連合が、半世紀以上堅持され、特に南部は、民主党一党体制が続いた。

民主党ジョンソン政権の下で、1964年の公民権法、1965年の連邦選挙法により、アフリカ系の選挙権を回復したが、この公民権運動の成果が、南部白人を民主党から離反させる契機となった。議会選挙毎に共和党の議席割合が増加した南部は、現在では、完全な共和党支配地域となっている。その決定的な転機が1994年中間選挙であった。

中間選挙は、このような長期的な政治構造変容を一気に顕在化させる機会にもなる。南部の民主党一党支配崩壊と、ニューディール連合解体は、連邦議会選挙を、より競争的にした反面、米国に根強く残る人種問題や宗教上の対立を、政党間対立として固定化し、それが今のトランプ現象として激化したことも否めない。

2. 今回の中間選挙情勢

今年に入っただの中間選挙の事前予測は、予測不能な出来事の連続で、時期により有利と予測される政党が振れてきた。

(1) 経済

2月24日のロシアによるウクライナ侵攻が、米国においても政治、経済上、大きな影響を与え続けてきた。米国では「戦時大統領」の支持率が急上昇することが常態である。1990年第一次湾岸戦争時のブッシュ父、2001年の同時多発テロ後の「対テロ戦争」アフガン・イラク戦争時のブッシュ子の例が記憶に新しい。しかし、今回、バイデン大統領はウクライナ侵攻への米軍直接介入を避けた。第三次世界大戦に繋がりにかぬロシアとの直接軍事対決を回避した判断は賢明であったが、結果として、バイデンの支持率は一貫して40%台の低いところに留まり、ウクライナ情勢による支持率上昇は全くなかった。¹

バイデン支持率は、1期目折り返し点としては、トランプに次ぐ低さであり、その低迷が中間選挙の共和党圧勝、中間選挙で現職大統領の政党が議席を減らす通例が予測されていた。

一方、2020年からのCOVID-19感染症問題は、世界経済をどん底に落としたが、米国経済は、そこからの回復が進んだ。その背景には、2021年バイデン政権になってからの大規模な財政支出政策の効果がある。当初、1年経てば収束に向かうと考えられていたCOVID-19感染症は、考えられなかった長期的蔓延になった。しかし、100万人を超える死者（2022年12月で109万人）と、1億人に達する感染者という、世界最悪の感染状況を経験した米国経済は、2020年の-3.47%から2021年に+5.67%と、急速な成長率の回復を果たした。2022年12月の予測が2.9%と、pent-up demands 留保需要が一段落して落ち着いたが、安定した成長を遂げている。²

1) 大統領支持率に関しては、Gallup社サイト参照。

<https://news.gallup.com/interactives/185273/presidential-job-approval-center.aspx>

2) COVID-19関連データに関しては、OxfordUnivertisyのOur World in Dataサイトが詳しい。

<https://news.gallup.com/interactives/185273/presidential-job-approval-center.aspx>

ところが、この経済成長が、人手不足状況を生み、賃金上昇がインフレイションの主因の一つとなっていった。ウクライナ侵攻が、エネルギーと食糧の世界的価格高騰状況を生み出し、好景気と相まって、米国経済は、1980年代以来のインフレイション危機に突入した。2008年金融危機以来、基本的に量的緩和政策を採ってきた連邦準備委員会が、2020年のCOVID-19蔓延以来、ゼロ金利政策を維持してきたところ、インフレイションの再燃により、2022年3月以来、継続した利上げを行い、12月で4.375%まで上げてきた。

消費者にとり、直接実感できる値上がりの実例が、車社会米国におけるガソリン価格である。1月に1ガロン\$3.30ほどの水準が、6月半ばには\$5.11まで上がり、民主党への批判が強まると予測された。その後、備蓄の放出など対応策の効果もあり、9月末には、\$3.77の水準まで下落した。ガソリン価格は、その後も下落し、12月下旬で\$3.22水準である。³

しかし、それと入れ替わるように、経済全般のインフレイション高騰が進んだことで、中間選挙時には、インフレイションが選挙の最大の決定要因になると見られていた。

(2) 連邦最高裁判所妊娠中絶違憲判決

- 1 妊娠中絶問題争点化の歴史

2022年6月に、連邦最高裁判所が、女性の妊娠中絶の権利を合憲とした1973年のRoe v. Wade判決を覆す歴史的判決を下した。Roe判決は、その後、米国政治のイデオロギー対立の焦点となり、保守とリベラルの、最も先鋭に対立する争点となってきた。

特に、当時としては極めて保守的な思想を前面に打ち出して大統領に当選したロナルド・レーガンの下で、共和党が、保守的キリスト教徒の支持を獲得する争点として妊娠中絶合憲判決を使い、以来の共和党候補の多くは、大統領選挙から、自治体レベルまで、この判決を覆すことを公約とし

3) ガソリン価格は Trading Economics サイト参照。
<https://tradingeconomics.com/commodity/gasoline>

てきた。

この戦略の狙いの一つは、ニューディール連合の中核を占めていたカトリック教徒の票獲得だった。ローマ法王庁は妊娠中絶だけでなく、人工的避妊も教義に反するという立場を堅持しており、カトリック教徒は信仰上、妊娠中絶合憲判決擁護の民主党候補者を支持するのが困難である。

カトリック教徒は、米国に後から来た南欧、東欧の移民が中心で、経済的には低所得者労働者層であった。そのために、ニューディール政策の恩恵を受け、以後、民主党の強固な地盤となった。一方、1960年代になると、カトリック教徒の経済状態が向上し、1972年大統領選挙で、ニクソンがカトリック票の過半数を獲得するまでになっていた。1980年のレーガン選挙から、共和党がカトリック票の獲得を固定化する目的で、Roe判決を争点とし、以後の政党支持状況は、両党に同等に割れる傾向が続いている。2020年大統領選挙では、民主党バイデンに49%対共和党トランプに50%であった。

一方、カトリック教徒の間での妊娠中絶への態度は、必ずしもローマ法王庁の教えを受け容れる側が多数ではない。むしろ、この問題に関しては、米国社会全体と同じような賛否を示している。その中で、白人カトリック教徒では、圧倒的に妊娠中絶反対の意見が多く、それ以外のカトリック教徒は妊娠中絶の権利擁護の意見が多い。この問題が、人種分断を激化させる役割を果たしてきたことが分る。⁴

6月24日に下された *Dobbs v. Jackson Women's Health Organization* 判決が、49年間維持されてきた全米での、女性が妊娠中絶を決める権利を、6対3の評決で、全面的に否定した。妊娠中絶の決定を女性が持つことを認めるか否か、どこまで制約するかは、州法に委ねるべきという結論である。2018年に制定された、15週を過ぎた妊娠中絶を全面的に禁止するミシシッピ州法が、具体的な訴訟の対象であった。

4) カトリック教徒の投票行動。Pew Research Center サイト参照。
<https://www.pewresearch.org/fact-tank/2020/09/15/8-facts-about-catholics-and-politics-in-the-u-s/>

この9人中6人が超保守派判事という、現在の連邦最高裁判所判事の構成は、共和党が70年代以来、リベラル優位の司法を覆す目的で進めてきた保守法曹の勢力拡大策の成果である。

- 2 フェデラリスト・ソサエティー the Federalist Society と保守派法曹の支配

Roe判決を覆すことを最大の争点の一つとして選挙を闘ってきた共和党は、この間、大統領を獲り、最高裁判所判事の任命承認権限を持つ上院で多数を握る期間に、着々と保守派判事を連邦最高裁判所に送り込んできた。あるいは、2016年には、民主党オバマ大統領が任命したガーランド判事の承認を、上院を握っていた共和党院内総務マコーネルが拒否し、リベラル派判事の任用を阻止した。

連邦最高裁判所判事は終身職で、現職判事が引退か死亡して欠員が生じて、初めて新規任用が行われる。そのために、大統領が任期中に何人の最高裁判事を任命できるかは、偶然の産物である。

現時点の最長任期の判事が承認されてからの任命大統領を見ると、

クラレンス・トーマス	1991年	ブッシュ父（共和党）	74歳
ジョン・ロバーツ	2005年	ブッシュ子（共和党）	67歳
サミュエル・アリト	2006年	ブッシュ子（共和党）	72歳
ソニア・ソトマイヤー	2009年	オバマ（民主党）	68歳
エレナ・ケーガン	2010年	オバマ（民主党）	62歳
ニール・ゴースッチ	2017年	トランプ（共和党）	55歳
ブレット・カヴァナー	2018年	トランプ（共和党）	57歳
エミイ・バレット	2020年	トランプ（共和党）	50歳
ケタンジ・ジャクソン	2022年	バイデン（民主党）	52歳

現在の保守6人対リベラル3人という、保守優位の最高裁判所は、1期4年の任期中に3人の判事を任命できたトランプ大統領の幸運による。また、近年50代前半での任命が続いているのは、大統領が自分の政治的影響力を

退任後も最高裁判所に残す意図からである。

しかし、保守が圧倒的有利な最高裁判所構成は、共和党大統領の幸運だけの結果ではない。1982年に設立された法曹団体「フェデラリスト・ソサエティ」が、組織的、継続的に、1950年代からのリベラルな司法への対抗策を採ってきた成果である。⁵ 1954年の *Brown v. Board of Education, Topeka, Kansas* 判決が、それまでに確立されていた人種差別合憲判決を覆し、人種平等の憲法原則を打ち立てたことが、保守派の強烈な反発を生み出した。連邦最高裁判所は、1857年の *Dred Scott v. Sanford* 判決でアフリカ系の子孫は、奴隷であったか否かを問わず、米国市民権を有することができないという、あからさまな人種差別原則を打ち立てた。この判決が、奴隷制廃止運動を強く刺激し、南北戦争に至る大きな契機となった。

本来、その南北戦争（1861-1865年）が人種問題＝アフリカ系差別を憲法上は解決したはずであった。南北戦争後に成立した憲法修正第13条（1865年）が奴隷制廃止を定め、修正第14条（1868年）では、下院議席配分のための国勢調査で、黒人奴隷を1人5分の3人として集計するという憲法第1条第2項の規定を取消し、修正第15条（1870年）が、人種にかかわらず投票権を保障した。

しかし、エイブラハム・リンカーン暗殺後に大統領から昇格したアンドリュー・ジョンソンが、合衆国からの分離独立を図った南部連合諸州との融和を最優先し、南部アフリカ系の権利擁護を全く蔑ろにした。この当時、リンカーンの共和党が人種差別・奴隷制撤廃の政党であり、リンカーンは、南部テネシー州出身の民主党上院議員であったジョンソンを、南北戦争後合衆国再統合目的で副大統領に指名し、1864年大統領選挙に勝利した。1865年のリンカーン暗殺後、憲法の規定上、大統領に自動的に就任し、南部との早期の和解・統合を急ぎ、南部アフリカ系の参政権擁護を怠った。そのために、修正第15条の批准後も、南部ではアフリカ系は、あらゆる手

5) フェデラリスト・ソサエティ サイト参照。
<https://fedsoc.org/about-us#Background>

段により参政権を奪われ、ジョンソンの施策が公民権の回復を100年遅らせた。歴史の歯車を一世紀逆回しさせた。

このために、ジョンソンは1868年に共和党多数の連邦議会下院により弾劾裁判が決定し、上院の投票は、1票差で無罪評決であったが、憲政史上初の大統領弾劾裁判であり、1999年ウィリアム・クリントン弾劾裁判まで唯一の大統領弾劾裁判であった。

1896年の *Plessy v. Ferguson* 判決で、連邦最高裁判所は人種分離をしていても、アフリカ系に施設が設置されていれば、人種分離は合憲である *Separate but Equal* との判決を下した。この判決が、公共施設、教育機関といったあらゆる公的な場での人種差別を合憲化し、20世紀前半のアフリカ系は、参政権を奪われたことに加えて、日常的な差別に苦しむこととなる。

- 3 保守派法曹の狙い

1954年の *Brown* 判決が公立学校における人種隔離政策を違憲と決定し、分離・隔離状態 *Separate* は、平等 *Equal* ではないと定めた。この判決がアフリカ系米国人の人権を回復する最大の契機となった。アフリカ系国民と、白人支援者たちも加わった、文字通り命懸けの、非暴力直接行動による公民権運動が、1964年公民権法、1965年連邦選挙法の成立に結実し、少なくとも法的にはアフリカ系の人権は、改めて確立した。

60年代に、連邦最高裁判所は、選挙権における1人1票原則の厳密化原則を確立する一連の判決を下し（1962, *Wesberry v. Sanders* 1964, および *Reynolds v. Sims* 1964）、公立学校におけるキリスト教礼拝の禁止（*Engel v. Vitale* 1964）等の少数者の権利を擁護する判決を下した。公的分野における政教分離原則の徹底は、少数者である非キリスト教信者の権利を守る意味がある。1971年の *Swann v. Charlotte-Mecklenburg Board of Education* 判決では、公立学校での人種隔離・分離状態を解消するための、強制的バス通学政策を合憲と判断した。

人種、宗教上の少数派の権利擁護、女性の権利拡張、労働者の権利擁護、

環境保全、経済格差是正のための政府施策擁護、といった方針がリベラル派司法の原則である。これに対して、保守派は、宗教上、多数派であるキリスト教を優遇し、この限りにおいて、政教分離原則を弱体化させ、キリスト教の実質的国教化を目指す。人種問題では、政府による差別解消のための積極的介入を排除し、1954年ブラウン判決以前に戻すことが目的である。環境問題での企業側利益擁護、労働問題における市場原理重視などは、共和党の主張に沿う方針である。

フェデラリスト・ソサエティが代表する保守派法曹の法思想は、オリジナリストと呼ばれる、司法、特に連邦最高裁判所の責務は、憲法を文字通りの解釈に限定されるべきであり、憲法条文に基づいた新たな権利の創出は、立法行為であり、厳に否定されるべき、という思想である。妊娠中絶の権利は、1868年批准の憲法修正第14条における **Due Process** 適正手続条項が、プライバシーの権利を確立する根拠として使われ、1965年の **Griswold v. Connecticut** 判決で、避妊の情報伝達を禁止するコネチカット州法に違憲判決を下した。子供を作るか否かという極めて私的な決定に、州が介入すべきではないという論旨が、プライバシーの権利を生殖に関する決定まで広げ、それが1973年の **Roe** 判決に繋がった。

それまで憲法上のプライバシーの権利として考えられていたのは、権利章典に含まれる修正第4条を根拠とした、捜査令状のない家宅捜査や、電話の盗聴を禁じる判断が示した警察権からのプライバシーの擁護に限られていた。

米国憲法は、1787年に成立した後、二世紀半にわたり継続している世界最古の成文憲法である。その後の修正は、総計27条を数えるのみであり、最初の修正10条は憲法本体の成立に政治的な事情で間に合わなかった人権条項で、これが1791年に一括して成立した。すなわち、米国憲法の修正は、231年間で17回しか実現していない。また、その中には禁酒法の成立と廃止、という、後に影響を与えない修正が2回あり、最後の修正第27条は1992年に成立したが、これは連邦議会議員の報酬変更は、次の会期まで効力を発しないという、非常に些末な問題を扱った修正で、実に203年後

に承認された。（憲法修正の発議が連邦議会か州民大会（実例は無いが）で可決すれば、その後の3分の2以上の州による可決には、期限がない。）

このように、米国憲法は修正が極端に困難で稀な、硬性憲法の最たるものである。それが、今も憲法として「機能」しているのは、条文に、解釈の余地が多く残された構成のために、最高裁判所による解釈により、新たな時代に即した対応ができる、新たな権利を生み出すことができる、そのような「生きている憲法」であるためだと、大学学部生対象の米国政治入門教科書には書かれてきた。

オリジナリストは、この「生きた憲法」のあり方を、否定し、司法の責務は憲法の条文を、厳密に条文に則して解釈すべきであり、「新たな権利」を読み込み、判決により創出することは、「立法行為」であるために許されない、とする。加えて、オリジナリストは、その厳密な解釈は、憲法起草者たちの思考に忠実に従うべきとする。

そのために、「プライバシーの権利」は存在せず、起草者たちは全員がキリスト教徒であったために、政教分離原則は非常に狭く解釈され、国教会の創立を禁止しているのみとし、連邦から市町村までの全ての次元の政府がキリスト教を実践することは合憲とする。

オリジナリストの主張は、深刻な自家撞着を示している。その筆頭は、連邦最高裁判所の権能自体である。米国憲法は、連邦最高裁板書に「違憲審査権」**Judicial Review**を与えていると一般に考えられている。しかし、合衆国憲法第3章「司法部」第1条は、「合衆国の司法権は、1つの最高裁判所、および連邦議会が随時制定し設立する下位裁判所に属する。」とし、第2条で、その権能は「憲法、合衆国の法律および合衆国の権限にもとづき締結された、または将来締結される条約のもとで発生するコモン・ロー上およびエクイティ上のすべての事件」としか規定していない。すなわち、連邦最高裁判所は、通常の裁判所と同じ、「事件」についての審理をすることだけが定められている。違憲審査権は、米国大学学部の「米国政治入門」科目や、高校の社会科で教えられているように、連邦裁判所第4代長官であったジョン・マーシャルが、自ら作り出したものである。

この1803年マーベリー対マディソン判決には、そもそもマーシャルは前職としての国務長官として当事者であり、本来、判決に加わるべきでなかったはずである。そして、現職の連邦最高裁判所長官として、憲法が想定していない「違憲審査権」を創り出した。この判決後に、違憲審査権が定着するまでには、半世紀かかったとされるが、いずれにしろ、違憲審査権は、新たに創り出された権限である。⁶

オリジナリストの主張は、違憲審査権に依拠して、憲法に明記されていない新たな権利を否定する目的である。しかし、その違憲審査権自体が連邦最高裁判所により創り出されたものである以上、彼等は自分たちの手を縛る主張をしている、もしくは、彼等の主張には、憲法上の根拠が存在しない。

第二に、オリジナリストが憲法起草者たちの思想に従うべきと主張するのは、1787年、1791年の社会のままに連邦憲法を解釈すべきというのに他ならない。1787年は、日本では、松平定信による寛政の改革が始められた年である。ジェームス・ワットの蒸気機関「発明」が1769年で、辛うじてこれよりも後ではあるが、実際に蒸気機関が広く普及するのは1800年代に入ってからである。そのような時代に書かれた憲法を、その時代の思想に従って解釈すると、どうなるか。

長らく議論されてきて、2008年のDistrict of Columbia v. Heller 判決で、オリジナリストの判事が多数となっていた連邦最高裁判所が、修正第2条を個人が銃を持つ権利として決定した。修正第2条は、「規律ある民兵は、自由な国家の安全にとって必要であるから、人民が武器を保有しまた携帯する権利は、これを侵してはならない」という条文で、これが、民兵組織（現在の州兵）を規定するものか、人民が武器を保有しまたは携帯する権利を規定するものかが、長らく争点となってきた。

これを、個人の権利を打ち立てたとするならば、州や自治体が拳銃規制

6) マーベリー判決後、初めて連邦裁判所が州法に違憲判決を出したのは、1857年のドレッド・スコット判決 *Dred Scott v. Sanford* である。これは、州が奴隷制否定、奴隷解放の州法を制定したことを違憲とした判決で、南北戦争の直接の原因となった。

をすることが違憲となる。拳銃による犯罪が先進国で凶抜けて多い米国にとり、この判決は、有効な銃規制を不可能にする極めて現実的な効果を持つ。全米ライフル協会NRAの支援を受けてきた共和党大統領に任命され、共和党多数の上院に承認されて連邦最高裁判所判事になったオリジナリスト判事たちにとり、この判決は反対給付の意味を持つ。

1791年に存在していた「武器」は、先込め式の、手で火を使って発射する、マスカット銃のような武器であり、また、大砲である。それを保有し、携帯する権利として、21世紀の今認められる銃は、軍用自動小銃の類まで含まれる。オリジナリストは、憲法制定時の思考に従うべきであり、先込めの火縄銃だけが許されるという判決でなければ、矛盾である。更に、「武器」armsであるならば、果ては核兵器まで個人が保有・携帯する権利まで、歯止めはない。Heller判決では、前科を持つ者、精神異常の者への制限、学校等の場所への制限を禁止するものではないと言うが、それらも、この判決によれば、個人の権利を侵害するものと判断されることになる。

修正第2条から、個人が武器を所有し携行する権利を作り出した、という点から見ても、この判決はオリジナリストにとり、自家撞着である。

クラレンス・トーマス判事は、この判決後に、全ての修正第14条に依拠する「プライバシーの権利」判決を覆す意図を意見書で述べている。⁷

これは異なる人種間の結婚、避妊の自由、同性結婚などを含む、現代社会において、広く受け容れられている原則を、憲法制定時の社会規範、文言に従って無効にするという、オリジナリストの思想表明である。この思想を持つ判事が最高裁判所9人中6人を占める現状が、どれほど異常かは、論を俟たない。

- 4 中間選挙への影響

民主党は、Dobbs判決を最大争点の一つとして取り上げ、とりわけ女性

7) Thomas's concurring opinion raises questions about what rights might be next. The New York Times, June 24, 2022

有権者に対するアピールを強めた。実際にガソリン価格のピーク後と相まって、7月には世論調査における民主党支持が回復した。

最終的な出口調査では、女性票は民主党53%対共和党45%と、民主党多数ではあるが、男性票の共和党56%対民主党42%には及ばなかった。⁸

妊娠中絶そのものへの回答は、全体では、「いかなる場合でも合法」が29%、「ほとんどの場合 (most cases) で合法」30%、「ほとんどの場合で違法」は26%、「いかなる場合でも違法」が11%と、妊娠中絶の権利支持が59%対反対37%と、明白に妊娠中絶の権利が多数の国民に支持されている。共和党支持者の間では、「いかなる場合でも違法」90%、「ほとんどの場合で違法」が88%と、極端な結果が出ており、Dobbs判決は、オリジナリスト判事たちの共和党への反対給付であることが明瞭である。

主要争点を問う質問に対しては「妊娠中絶」は全体で27%と、「インフレーション」31%に次ぐ高い数値であり、妊娠中絶と回答した内で76%が民主党支持者であった。「Roe判決が覆された判決に対する態度」は、「怒り」が39%と最多で、その内85%が民主党支持者である。共和党支持者は、「熱烈に支持する (enthusiastic)」が16%で、その内、共和党支持者が95%である。結果として、Dobbs判決への反発が、民主党の票を増やした効果は、共和党の票を増やした効果よりも大きいことは、疑う余地がない。

「白人の福音派・Born-again (保守的なキリスト教徒)」と回答した中で、共和党支持者が83%に対して民主党支持者は15%と、現代の米国社会では、政党対立が宗教対立になっていることが分る。保守派キリスト教派は、どれもが妊娠中絶の権利に反対している。これは、二党が妥協の余地がない教義に基づいた対立に陥っていることの一つの証拠である。もう一つの証拠が、人種であり、これも妥協の余地がない。米国社会の分断は、トランプ現象よりはるかに遡る歴史を持つことが明らかであろう。

8) 出口調査は、複数の報道機関が共同で実施するが、以後、本論文ではCNNの集計を参照。
<https://edition.cnn.com/election/2022/exit-polls/national-results/house/0>

（3）若者票

今回の中間選挙で、注目されたのが、若年層の投票行動であった。18歳から29歳の、いわゆる Generation Zの世代では、投票総数では12%であり、8人に1人はこの世代であった。党派別投票結果は、民主党63%対共和党35%と、圧倒的に民主党支持が高かった。30歳から44歳の所謂 millennium 世代では、総数の21%で、民主党51%対共和党47%、そこから45歳から64歳では、39%と多く、共和党54%対民主党44%、65歳以上28%で、共和党55%対民主党43%という出口調査結果である。

ここから見えるのは、民主党が若い有権者の支持を集めているのに対し、共和党が高齢者の支持を集めている構図である。それは、気候変動・地球温暖化に対する意見で、極めてはっきり現れている。気候変動が極めて深刻な問題であるとした比率は、全体で46%であり、内、民主党が83%、共和党が14%、に対し、深刻ではないと答えた27%の内、共和党が93%、民主党が6%と、両党支持者の思考が明瞭に表れている。気候変動を止める運動が、若者を中心として展開されてきたことから分るように、民主党が、若い有権者を惹き付ける政策、思想を提示している。

同じく、社会におけるジェンダーアイデンティティ / 性的志向が、良い方向に向かっていると答えた中で、全体の26%中、民主党87%対共和党12%、あるいは、移民政策、犯罪問題など、若者が強い関心を持ち、行動してきた政策で、民主党が支持を集めている状況が明らかである。逆に言えば、共和党支持者は守旧派であり、高齢化に伴い、その影響力は薄れていくことが予想される、ということでもある。

3. 事前の選挙予想

7、8月に、妊娠中絶違憲判決や、ガソリン価格の落ち着きから民主党が挽回したと予測されたが、9月以降、より広範なインフレーションが最大争点と化した。中間選挙では、大統領を持つ側の政党が懲罰的な投票結果から大きな後退を強いられることが通例とされてきており、今回も、多くの事前予測は、上下両院での共和党多数派奪還を示していた。特に下院で

は大幅な議席差を付けての共和党圧勝が見込まれていた。

2000年以来、2016年大統領選挙以外での予測の正確さを誇っていた Fivethirtyeight サイトは、上院での共和党勝利の確率を59%とし、下院では84%としていた。上院は外し、下院は、同サイトの予測では、共和党225-240議席、あるいはそれ以上の勝利を示唆していた。⁹

その他、多くの報道機関や予測サイトが、共和党大勝を意味する Red Wave や Red Tsunami という表現を使い、上院の共和党多数奪還、下院での大差での多数奪還が共通した予測であった。上院の民主党51対共和党49、下院の共和党222対民主党212（死亡による欠員1）という結果は、この予測を大きく裏切るものである。

The New York Times 紙の政治分析責任者である Nate Cohn の分析が興味深い。Cohn によると、多くの予測が依拠した世論調査の多くが、共和党寄りの結論を出すことが顕著な、伝統的な科学的世論調査の原則を必ずしも遵守しない調査機関によるものであり、伝統的な調査機関の事前調査数が激減していたという。中間選挙の世論調査は、抽象的な「共和党か民主党か、どちらの候補を支持するか」という設問であり、候補者個人への嗜好や、地域の特性を考慮できない。また、多くの調査機関が2016年大統領選挙でのトランプ勝利を予測できなかったことから、トランプ支持者がそれを公言しない「隠れトランプ票」を抽出する補正をしてきたことが、今回逆に働いた可能性があるとも指摘している。¹⁰

もう一点の理由として、米国における地方新聞の消滅状態、地上波TVニュースの衰退が挙げられる。Washington Post 紙によると、米国では2005年から2021年の間に2200紙が廃刊となり、記者数は半減した。¹¹

下院議員選挙は、小選挙区制であり、各地域の状況を見なければ正確な予測は困難である。人口の少ない地域で、地方紙が消滅していき、ローカ

9) <https://projects.fivethirtyeight.com/2022-election-forecast/>

10) <https://www.nytimes.com/2022/11/05/upshot/polling-averages-midterm-election.html>

11) Washington Post, November 30, 2021

<https://www.washingtonpost.com/magazine/interactive/2021/local-news-deserts-expanding/>

ルTV局が衰退することは、それらが担っていた小地域の世論調査も出来なくなったことを意味する。有権者がSNSにより、全国組織に直結した投票行動に向かう中で、報道は全国次元に焦点を合わせざるをえない。結果的に選挙予測は困難になる。今回の予測外れの原因の一つであることは間違いない。

4. トランプ現象と米国社会の今後

- 1 「分断」の現状

出口調査による、バイデン大統領や、共和、民主両党への態度は、軒並み各政党支持者が90%対10%という極端な差を示している。全体では、**independent** どちらの支持者でもない層が31%いて、この塊が米国社会を辛うじて繋ぎ止めている。思想に関しても、リベラル24%、保守36%に対し、中道が40%である。下院選挙の小選挙区制、上院と大統領選挙の州単位の小選挙区制のために、必然的に二大政党制になる米国で、常に両党の支持者は極端な志向を示してきた。大統領候補者を決める予備選挙では、党の中核的な支持者の票を獲得するために、極端な主張をし、本選挙では、中間的な有権者の票を獲得しなければならないために、政策を中庸に寄せる、というのが、米国選挙の常態であった。

「トランプ現象」がこれまでの「常態」と異なるのは、第一に、2016年選挙で、トランプが終始極端な主張を維持し、それで勝ったという点である。とはいえ、一般投票では280万票負けたのであるが、形骸化し、弊害が明らかであっても硬性憲法故に廃止することが出来ない大統領選挙人制度のために勝ったに過ぎないのであるが。

第二点は、2016年の一般投票敗北のためであるが、トランプ大統領が2016年選挙に関して、一般投票敗北を認めない虚偽の主張を続け、それを2020年の敗北後も続け、その結果として、今回の出口調査で「バイデンは2020年大統領選挙を正規に勝利したか？」の質問に対し、35%が否定し、その内93%が共和党支持者であったことに明瞭に示されている。3割の有権者が、大統領選挙の結果を、2年経っても受け容れていない。トランプ

の大規模な選挙不正の訴えは、全ての裁判で敗北したにも関わらず、デマを信じ込む国民が3割いる。2021年1月6日に、連邦議会での暴動で大統領選挙結果を覆そうとしたトランプ支持者たちは、未だに選挙結果を受け容れていない。選挙結果を受け容れることが、米国が主導してきた民主政の基本である。米国自体が、その基本を守れない事態であり、これは米国政治にとり異常事態である。

- 2 トランプ現象の今後

中間選挙後に、共和党の予想以下の不振を、2024年大統領選挙への立候補を表明したトランプの責任に帰し、トランプ離れが言われるようになった。トランプ政権の副大統領であったマイク・ペンスが、2021年1月6日の暴動に関して、トランプを批判し、ミッチ・マコーネル上院院内総務もトランプ批判に転じた。

また、州知事選挙、州務長官選挙のほとんどで、大統領選挙で共和党に勝たせる操作を公言したような、トランプ支持を明瞭にした候補者が敗れたことや、The New York TimesのNate Cohnが示した、トランプによる支援が5%のハンディキャップになったという分析もある。

しかし、下院多数奪還に伴い下院議長を共和党が選出する過程で、候補として決まっていたケヴィン・マッカーシーが、極端なトランプ信奉者議員の反対で再選挙を強いられたように、共和党内でのトランプの影響力は続く。共和党多数になったために、1月6日の下院連邦議会暴動捜査委員会は解散し、次の会期では、バイデンの息子、ハンターの「ウクライナ贈収賄不正疑惑」を共和党主導の下院特別委員会が捜査することになる。また、下院が発議し訴追を決める弾劾裁判が使われることも明らかである。大統領に対する弾劾裁判は、合衆国建国後2世紀間で、1868年のアンドリュー・ジョンソン1件しかなかったのが1998年のクリントン弾劾裁判、トランプに対して2件と、政党政治の常態手段化しつつある。党派分断が先鋭化する中、弾劾裁判も頻繁に行われることが予想される。

- 3 米国社会の希望と「美しい物語」

合衆国憲法は、黒人に対するあからさまな差別と、ネイティブ・アメリカ

カンの積極的排除を含み制定された。黒人差別は南北戦争後の修正第13、14、15条により憲法上は撤廃されたが、公民権の実質は、100年かかった命懸けの公民権運動により、ようやく1960年代に回復された。それすら、現在、共和党は改めて剥奪しようとしている。アメリカン・インディアンと呼ばれる北米大陸原住民は、合衆国の課税対象ではないから米国民として含まれないという憲法第1章第2条第3項の規定は、未だに残されたままである。1924年のインディアン国籍法により、インディアンは米国籍を認められ、また国税庁もこの条文による地位を削除して、インディアンに課税している。しかし、憲法の文言そのものは生きてきたままである。

合衆国は、このような現代まで続く根源的な差別・分断の上に成り立つ国である。米国が世界に誇ってきた、自由、民主主義、人権、という看板、第二次世界大戦後に世界の道徳的な主導者を自認してきた、その最大の根拠には、このような深刻な瑕疵がある。

しかし、それでも米国社会には、「憲法の理念」を実現しようとする意志が存在する。John Zwerg という、白人宗教者・社会活動家がいる。北部ウィスコンシン州出身のZwergは、大学生時代に南部テネシー州ナッシュヴィル市の黒人学生対象の大学に交換学生として行き、非暴力公民権運動SNCCに参加した。黒人差別の映画館に黒人学生と入館し、暴行を受け、さらに1961年の「フリーダム・ライダーズ」抗議活動に参加し、アラバマ州モンゴメリー市で、白人暴徒に襲われて、半殺しに遭った。彼が病院のベッドで「自分は死ぬかもしれないが、この闘いは終わらない」と語るフィルムは、公民権運動の隠れたシンボルの一つである。モンゴメリーで受けた暴行で、脊髄を損傷した結果、生涯にわたり長旅が出来なくなり、以後の活動は居住地での啓蒙・社会活動に限られるが、その意思は不変である。

公民権運動は「美しい物語」には事欠かない。米国社会はそのような「物語」で維持されてきた。同時に、それは状況の極端な醜さを隠す役割も果たしてきた。BLM運動が、プリンストン大学に、ウッドロー・ウィルソンの名前を、有名な行政・国際関係大学院から落とすという驚くべき

成果も生み出したが、一方、「歴史修正主義者」たちからの激しい反発も呼び起こしている。

今回中間選挙の「美しい物語」は、若者と女性が、正義と未来のために立ち上がった、というものである。それが米国社会の原罪を克服するに至るまで続くのか、改めて国の分裂・崩壊を防ぐ弥縫策に過ぎないのか、今後も注視していかねばならない。